

本市の消費者教育の取り組みについて

○消費者教育の推進に関する法律（平成24年12月施行）

基本方針：誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受け
ることができる機会を提供し、効果的に推進

➤ 新潟市消費者教育推進計画を策定（平成28年7月）

- ・消費者教育の機会の充実
- ・消費者教育の支援者の育成
- ・消費生活に必要な知識・技術に関する情報の提供
- ・消費者教育に関する支援体制の充実

➤ 本市が実際に取り組んでいる主な消費者教育（啓発）の事例

(1) 消費者啓発講座

- ア 暮らしの一日教室
- イ 子ども消費者学習（消費者協会からの講師派遣事業）
- ウ 夏休み親子消費者学習（消費者協会からの講師派遣事業）
- エ 出前暮らしのテスト教室（消費者協会からの講師派遣事業）
- オ さわやかトーク宅配便

(2) 暮らしのレポーター事業（研修会の開催と消費生活講座の講師派遣）

(3) 啓発資料の作成配布

※平成28年度は、小学校6年生及び中学校3年生全員に消費者教育の啓発冊子を
配布

(4) 情報コーナーの開設と各種図書・DVDの貸し出しなど

- ア 電子掲示板・各種パネルの掲示
- イ 各種図書・DVDの貸し出し